○厚生労働省告示第百二号

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十号）の施行に伴い、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付（平成十二年厚生省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

題名中「費用」の下に「等」を加える。

○厚生労働省告示第百三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第七号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業（平成十年厚生省告示第十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一項第二号ニ中「又は認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業」に改める。

○厚生労働省告示第百四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第十二項及び第八条の二第十二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第十一項中「第七条第十五項」を「第五条の二」に改める。

本文に次の一項を加える。

13　自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）。

○厚生労働省告示第百五号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号ホ(2)中「施行規則」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた施行規則」に改め、同号ヘ(2)中「イ(1)から(3)までの注11」を「イ(1)から(3)までの注13」に、「ロ(1)から(5)までの注11」を「ロ(1)から(5)までの注10」を「ロ(1)から(5)までの注11」に、「ハ(1)から(3)までの注8」を「ハ(1)から(3)までの注9」に、「ニ(1)から(4)までの注5」を「ニ(1)から(4)までの注6」に改める。

○厚生労働省告示第百六号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第二百七十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表の6の注中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）」を加える。

○厚生労働省告示第百七号

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十七年厚生労働省告示第四百九号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表の二の項中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改め、同表備考中「イ(1)若しくは(2)」を「イ(1)、(2)若しくは(3)」に、「イ(2)㈠ａ若しくはｂ」を「イ(2)㈠ａ、ｂ若しくはｃ」に改める。

○厚生労働省告示第百八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表備考五中「若しくは経過的地域密着型介護福祉施設サービス費㈡」を「、地域密着型介護福祉施設サービス費㈢、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費㈡若しくは経過的地域密着型介護福祉施設サービス費㈢」に改め、「指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費㈡」の下に「、介護福祉施設サービス費㈢」を、「小規模介護福祉施設サービス費㈡」の下に「、小規模介護福祉施設サービス費㈢」を加える。

○厚生労働省告示第百九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号及び第六十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表の一の項中「千六百四十円」を「千三百十円」に改める。

○厚生労働省告示第百十号

介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表備考四中「若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費㈢、旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費㈡若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費㈢」に、「若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費㈡」を、「、旧措置入所者介護福祉施設サービス費㈢、小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費㈢」に改める。